

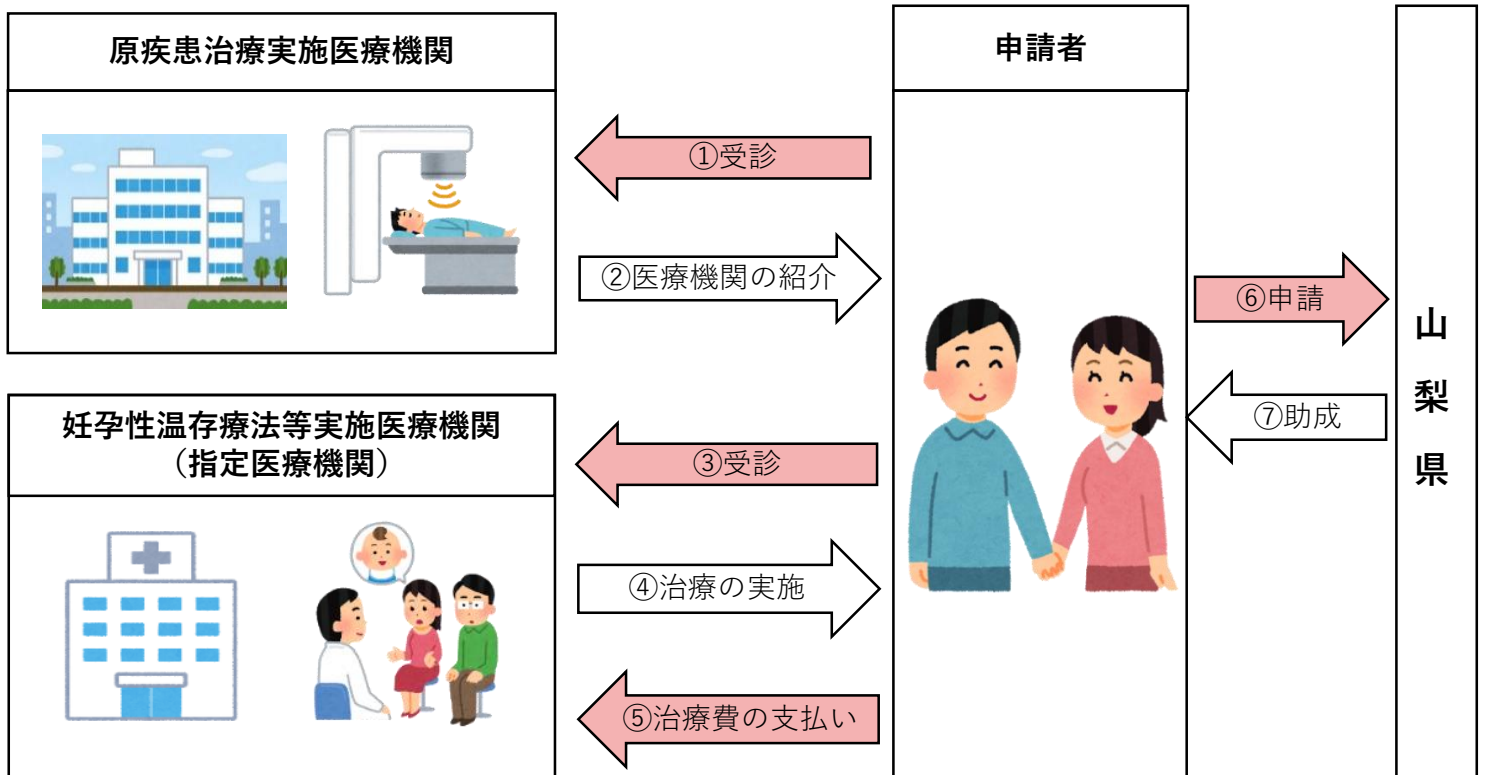
# 山梨県がん患者等

## にん よう せい 妊孕性温存支援事業のご案内

がんなどの治療内容によって、妊孕性（妊娠するための力）に影響を及ぼすことがある場合、妊孕性温存療法等を行うことで将来子どもをもつ可能性を残すことができます。

山梨県では、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等が希望を持ってがん治療に取り組めるように、妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法によって凍結した検体を用いた温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成しています。

### 助成の流れ



# 妊孕性温存療法について

## 1. 対象となる治療および助成上限額

対象となる治療	助成上限額 (県内医療機関)	助成上限額 (県外医療機関)	助成回数
① 胚（受精卵）凍結に係る治療	40万円	35万円	通算2回まで (異なる治療を受けた 場合であっても同様)
② 未受精卵凍結に係る治療	40万円	20万円	
③ 卵巣組織凍結に係る治療 (組織の再移植を含む)	40万円	40万円	
④ 精子凍結に係る治療	10万円	2万5千円	
⑤ 精巣内精子採取術による 精子凍結に係る治療	35万円	35万円	

## 2. 対象者

次の(1)～(7)の全てに該当する方が助成の対象になります。

- (1) 助成の申請時、山梨県内に住所を有する方
- (2) 妊孕性温存療法等について、国又は地方公共団体による他制度の助成を受けていない方
- (3) 43歳未満の方及び43歳以上で医師に必要と認められた方
- (4) 対象とする原疾患の治療内容が①～④のいずれかの方
  - ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療)
  - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん
  - ③ 造血幹細胞移植が実施されるがん以外の疾患
  - ④ アルキル化剤が投与されるがん以外の疾患
- ※ 対象となる原疾患について、詳しくは山梨県ホームページをご覧ください。
- (5) 担当医により、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (6) この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方
- (7) 山梨県が指定した医療機関(裏表紙参照)で妊孕性温存療法を受けた方

## 3. 必要書類

- ① 申請書(様式第1-1号)
- ② 妊孕性温存療法の主治医による証明書(様式第2-1号)
- ③ 原疾患の主治医による証明書(様式第3号)
- ④ 本事業申請時の患者の住所地を証明する書類(個人番号の記載のない住民票等)
- ⑤ 振込口座通帳のコピー

※ 申請者が患者本人でない場合は、申請者と患者の関係を証明する書類(戸籍謄本等)

# 温存後生殖補助医療について

## 1. 対象となる治療および助成上限額

対象となる治療	助成上限額	助成回数
①凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	初めて助成を受けた治療期間の初日における妻の年齢が、 ①40歳未満である場合、 通算6回まで。 ②40歳以上である場合、 通算3回まで。
②凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円	
③凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円	
④凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円	

※上記の上限額が適用されない場合がありますので、詳しくは山梨県ホームページをご覧ください。

## 2. 対象者

次の（１）～（８）の全てに該当する方が助成の対象になります。

- （１）助成の申請時、山梨県内に住所を有する方
- （２）温存後生殖補助医療について、国又は地方公共団体による他制度の助成を受けていない方
- （３）43歳未満の方及び43歳以上で医師に必要と認められた方
- （４）夫婦のいずれかが、妊孕性温存療法の助成対象の条件（左項の２）を満たし、妊孕性温存療法を受けた後に、温存後生殖補助医療を受けた方
- （５）担当医により、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- （６）この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方
- （７）婚姻関係が認められる方（事実婚含む）
- （８）山梨県が指定した医療機関（裏表紙参照）で温存後生殖補助医療を受けた方

## 3. 必要書類

- ① 申請書（様式第1－2号）
- ② 妊孕性温存療法の主治医による証明書（様式第2－2号）
- ③ 本事業申請時の患者の住所地を証明する書類（個人番号の記載のない住民票等）
- ④ 振込口座通帳のコピー
- ⑤ 夫婦両人の戸籍謄本

※ 事実婚の場合、⑤に併せて両人の住民票及び両人の事実婚関係に関する申立書（様式第7号）

※ 申請者が患者本人でない場合は、申請者と患者の関係を証明する書類（戸籍謄本等）

## 指定医療機関

### 山梨県指定医療機関

山梨大学医学部附属病院

所在地：〒409-3828 山梨県中央市下河東1110

電話：055-273-1111

※ 他の都道府県が指定した医療機関も、本県の指定医療機関とみなします。

## 対象となる費用

- ・ 妊孕性温存療法等に要する経費であって、医療保険適応外の費用
- ・ ただし、その実施に伴う入院費、入院時の食事等の費用、診断書の作成料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外

## 申請方法

〈郵送の場合〉 宛先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県福祉保健部健康増進課 がん対策推進担当

〈持参の場合〉 窓口：山梨県福祉保健部健康増進課がん対策推進担当（県庁本館1階）  
月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）  
8:30～12:00、13:00～17:15

※ 申請は、助成対象の妊孕性温存療法に係る費用の支払と同一年度内に行ってください。  
ただし、やむを得ない事情により当該年度内に申請が困難な場合は、翌年度に申請することができますので  
あらかじめご相談ください。

## お問い合わせ先

### 事業に関すること

- ・ 山梨県福祉保健部 健康増進課 がん対策推進担当  
☎：055-223-1497（直通）

事業の詳細は、県HP  
にも掲載しています。  
QRコードはこちら→



山梨 にんようせい

検索

### がんに関する相談

○山梨県がん患者サポートセンター（甲府市宝1-4-16 山梨県健康管理事業団内）  
☎：055-227-8740

○各がん診療連携病院等のがん相談支援センター

- ・ 山梨県立中央病院（甲府市富士見1-1-1） ☎：055-254-7851
- ・ 山梨大学医学部附属病院（中央市下河東1110） ☎：055-273-8093
- ・ 山梨厚生病院（山梨市落合860） ☎：0553-23-1311
- ・ 富士吉田市立病院（富士吉田市上吉田東7-11-1） ☎：0555-22-4111